

特別警報・暴風警報・氾濫危険警報 発令等 または 大阪メトロ御堂筋線運休 の場合の措置

1 大阪市内「特別警報」「暴風警報」「氾濫危険警報」のいずれかが発令された場合の措置

- (1) 午前 7 時までに「特別警報」「暴風警報」「氾濫危険警報」が解除の場合
 - 平常通り午前 8 時 40 分より始業
- (2) 午前 7 時には「特別警報」「暴風警報」「氾濫危険警報」が発令中であるが、午前 10 時 30 分までに解除された場合
 - 解除 2 時間後より始業、午前中授業(考査)の日であっても午後から授業(考査)を行う
- (3) 午前 10 時 30 分以降なお「特別警報」「暴風警報」「氾濫危険警報」が発令中の場合
 - 休校とする

2 大阪メトロ御堂筋線「天王寺駅⇄なかもず駅」間のどこかの区間で運休している場合の措置

特別警報、暴風警報、氾濫危険警報は発令されていないが、台風接近や大雨等により計画運休している場合、大雨等により運転が見合わせされている場合、事故や車両トラブル等で運転が見合わせされている場合は以下の措置を取る

- (1) 午前 7 時 00 分に御堂筋線「天王寺駅⇄なかもず駅」間のどこかの区間で運休している場合
 - 全員が自宅待機
- (2) 午前 7 時 01 分～午前 10 時 30 分までに御堂筋線「天王寺駅⇄なかもず駅」間のすべての区間で運行が開始された場合
 - 運行開始 2 時間後より始業。午前中授業(考査)の日であっても午後から授業(考査)を行う
- (3) 午前 10 時 30 分以降も御堂筋線「天王寺駅⇄なかもず駅」間のどこかの区間で運休している場合
 - 休校とする

3 注意事項

- (1) 「特別警報」については、すべての特別警報が対象である
警報は「暴風警報」のみ、危険警報は「氾濫危険警報」のみを対象とする
- (2) 始業時刻の連絡等はさくら連絡網及びホームページで行う場合がある
- (3) 特別警報、暴風警報、氾濫危険警報の判断対象地は大阪府ではなく「大阪市」である
- (4) 大阪市内に出ていないが居住地に特別警報・暴風警報・氾濫危険警報が出ている場合は警報が解除されてから登校すること
- (5) 特別警報、暴風警報、氾濫危険警報は出ていないが、大雨等悪天候で登校が危険だと判断される場合は天候が回復してから登校すること
- (6) (4)、(5)の場合、または鉄道運転見合わせなどの場合の遅刻・欠席の扱いは後日、学校で判断する
- (7) 暴風警報、氾濫危険警報の解除の時刻や鉄道の運行状況に応じて授業の時間が変更されるので、当日すべての時間割の準備をし登校すること 昼食の準備などの判断は各自ですること(食堂は休業の可能性が高い)
- (8) 休校の場合は登校しないこと
- (9) 特別警報、暴風警報、氾濫危険警報 発令及び鉄道運転見合わせの場合は、上記1、2の措置をとるので電話による問い合わせは控えること

令和 8 年 5 月 29 日より防災気象情報に新設された河川の「氾濫危険警報」を自宅待機・休校の措置の条件に加えました。 なお、クラスルーム、さくら連絡網、ホームページ 等で、連絡する場合があります。 また、個別の連絡につきましては、さくら連絡網をご活用ください。